最終更新日：2018年4月11日

ナガイレーベン株式会社
代表取締役社長 澤登　一郎
問合せ先：03-5289-8200
証券コード：7447
https://www.nagaileben.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「いのちの力になりたい。」を理念に掲げ、人の「和」を社是としております。
人と、企業利益（企業成長）と、社会貢献、それぞれがバランス良く熟成してこそ、社会に求められる企業集団になると考えております。さらに、「ナガイズム」ともいえる4つの行動指針があります。人を信じること、原理原則を探求し、ぶれないこと、永続する成長ビジネスモデルをつくりあげること、そして、周囲への感謝を忘れないこと。「ナガイズム」とは、これらの人材を作り続ける集団力。当社はこれらの理念・指針に基づき、もっと人に、深く、広く、健康一般へ、人と健康のあらゆる分野へ、活動の場を広げていくことを目指しております。
このような方針のもと、当社は、株主だけでなく顧客・取引先・地域社会・地球環境に対して、好ましい存在であり、顧客や社会の支持を受け継続的な活動をすることにより経営と監督の質を高めていくことをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【1－2－4　議決権電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳】
当社は、株主総会における議決権の電子行使を平成16年から採用しております。
国内機関投資家や外国人株主の議決権行使率が現状も高水準であること及び費用面から、招集通知の英訳や議決権電子行使プラットフォームの採用はいたしておりません。

【4－10－1　任意の諮問委員会の設置】
当社は、平成28年11月25日開催の第67期定時株主総会で監査等委員会設置会社へ移行いたしました。取締役の指名・報酬については、監査等委員会において適切に審議し、独立社外取締役が出席する取締役会で決定しているため、現時点においては任意の諮問機関としての指名委員会や報酬委員会を設置しておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【1－4　いわゆる政策保有株式】
当社の政策保有株式の政策保有に関する方針は、中長期的な取引関係の維持・拡大を目的とし、保有することにより、当社の企業価値を高めることを基本方針としています。政策保有株式に係わる適切な議決権行使を確保する基準に関しましては、その議案が当社の保有方針に適合しているかどうか、発行会社の企業価値の向上に資するかどうか、当社の企業価値の向上に資するかどうかを総合的に判断しております。また、取締役会においては、毎年、政策保有株式の保有が、当社の基本方針に適合しているかどうか、保有のねらい・合理性についての説明を行い、検証しております。

【1－7　関連当事者間の取引】
当社グループは、主要株主等との取引を行う場合には、その規模や重要性に応じて、社外取締役（監査等委員）2名の出席する取締役会において決議事項や報告事項としており、社外取締役の適切な意見・助言を受けております。また、年に1回「関連当事者取引等に関するご確認書」を子会社を含む全役員から提出を求めるとともに、取締役会規程において、競業取引又は会社との自己取引を行った役員には、報告を義務づけております。

【3－1　情報開示の充実】
（1）　会社の目指すところ（経営理念等）・経営戦略・経営計画
企業理念、経営戦略、経営計画については、当社ホームページに掲載しております。

＜社長メッセージ＞
https://www.nagaileben.co.jp/company/greeting/

＜平成29年8月期決算説明資料＞
https://www.nagaileben.co.jp/wp-content/uploads/2017/10/201710_7447_FY2017.pdf

（2）　コーポレートガバナンス・コードの原則を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は上記1．1．をご覧ください。
■コーポレート・ガバナンスに関する基本方針
当社は、当社の持続的な成長及び長期的な企業価値を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。
（a）　少数株主や外国人株主を含む全ての株主に対して実質的な平等性を確保するよう配慮するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、速やかな情報開示と環境整備を行ってまいります。
（b）　「和」を社是とし、株主をはじめとした各ステークホルダーとの適切な協働を実践するため、代表取締役社長をはじめとする経営陣が先頭に立って、ステークホルダーの権利・立場や企業倫理を尊重する企業風土の醸成に努めてまいります。
（c）　法令に基づく情報の適時開示はもとより、非財務情報についても積極的に自社のホームページ等を通じて開示してまいります。
（d）　企業戦略等の大きな方向性を示し、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支えつつ、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことができる環境を整備してまいります。
（e）　持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、常日頃から株主を含む投資家と積極的な対話を行い、その意見や要望を経営に反映させてまいります。

（3） 取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定等については、株主総会の決議による取締役の報酬等の総額の限度内で、会社の業績、取締役の会社業績に対する貢献度、経済情勢等を勘案し、監査等委員である社外取締役の出席する取締役会の決議により決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会の決議による監査等委員である取締役の報酬等の総額の限度内で、監査等委員の協議により決定しております。

（4） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）・監査等委員である取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役候補者の指名を行う際には、当社の取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、社外取締役の出席する取締役会において決定を行います。
なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者については、監査等委員会から、事前に各候補者に関する当該事業年度における業務執行状況並びに業績等を踏まえ、当社の取締役として適任であるかどうかの意見表明を受けて指名しております。また、監査等委員である取締役候補者については、監査等委員会の同意を得て指名しております。

（5） 取締役の個々の選任・指名についての説明
当社は、取締役候補については、候補者とする理由を株主総会招集通知に記載しております。

【4－1－1 取締役会の決議事項・経営陣に対する委任の範囲】
当社は、定款及び法令に定めるもののほか、取締役会において決議すべき事項を「取締役会規程」において定めております。
また、当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定款に規定しており、取締役会決議事項以外の業務執行の決定については、原則として毎週月曜日に開催する経営会議にて審議し、決議しております。
取締役会は、経営全般に対する監督機能を担い、取締役会規程に定められた重要な業務執行の意思決定を行います。また、取締役会は、取締役会規程で定められた以外の経営会議並びに業務分掌規程及び職務権限規程に基づき各本部を統括する取締役本部長に委譲した職務執行の状況を監督します。監査等委員会は、当社グループの持続的な成長と中長期な企業価値の向上を図るため、ステークホルダーの視点に立ち、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業務執行並びに当社と経営陣との間の利益相反を監督します。

【4－8 独立社外取締役の有効な活用】
当社は、独立社外取締役には、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、自らの知見に基づき助言を行い、経営者から独立した立場で経営の監督を行うといった役割が期待されているものと認識しております。上記認識のもと、当社は、平成28年11月25日開催の当社第67期定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行し、監査等委員である独立社外取締役を2名選任いたしました。

【4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準は、金融商品取引所の定める独立基準に基づき選定しております。その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

【4－11－1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方並びに取締役の選任に関する方針・手続】
当社の取締役会は、定款で定める取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名以内、監査等委員である取締役は4名以内の員数で構成され、実効性ある議論を行うのに適正な規模、また、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスを配慮し多様性を確保した人員で構成することを、基本的な考え方としております。

【4－11－2 取締役の他の上場会社の役員の兼任状況】
社外取締役をはじめ、取締役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めております。なお、その兼任の状況は、有価証券報告書の「役員の状況」及び事業報告（招集通知の提供書面）の「会社役員に関する事項」にて開示しております。

【4－11－3 取締役会の実効性についての分析・評価の結果の概要】
当社は、取締役の自己評価を参考に、取締役会全体の実効性について、全取締役会メンバーにアンケートを実施し、分析・評価を行っております。
分析・評価の結果の概要といたしまして、取締役会全体の実効性については十分な実効性が確保されていることを確認しております。
取締役会の更なる活性化に向けての今後の課題といたしましては、下記を共有しております。
・取締役会を支える体制・・・個々の取締役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋のより一層の徹底

【4－14－2 取締役に対するトレーニングの方針】
当社は、取締役に対し、重要な統治機関の一翼を担う者としての必要な知識取得と役割と責任の理解の機会として、コンプライアンス遵守を重視した研修を実施しております。また、取締役に対し、自己啓発等を目的とした外部セミナー等への参加を推奨し、その費用も会社負担としております。

【5－1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、管理本部長を受付窓口とし、株主からの面談の申し込みを受け付けています。面談には適宜社長が出席し、当社の状況説明をしております。状況の説明に当たっては、対話を補助する部門として管理本部の経理課・総務課が有機的に連携し、決算説明会を年2回開催しております。説明会後には、社長自らが投資家とのワンオンワンミーティングに出席し、株主の意見・懸念は、社長から取締役会に報告されております。
これらの面談にあたり、未公表の重要事実は伝えないように配慮しております。また、業績等に関してインサイダー情報を伝える事のないように原則として、四半期決算発表後となるように設定しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
澤登一郎	5,770,700	15.09
JP MORGAN CHASE BANK 380072	1,732,234	4.53
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,697,475	4.44
有限会社登龍	1,350,300	3.53

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,340,100	3.50
澤登辰郎	1,055,200	2.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	930,800	2.43
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT－CLIENT ACCOUNT	891,600	2.33
澤登春江	623,600	1.63
株式会社安立	607,300	1.59

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 上記大株主の状況は、第69期(平成30年８月期)第２四半期決算末時点における状況であります。

2. 当社は、自己株式4,989,551株を保有しておりますが、上記大株主の状況には含めておりません。

3. エフエムアール エルエルシーから平成28年２月22日付で提出された「大量保有報告書」(変更報告書)により、平成28年２月15日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当四半期末時点の所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、「大量保有報告書」(変更報告書)の内容は次のとおりであります。
・氏名又は名称 ： エフエムアール エルエルシー
・所有株式数 ： 3,375,815株
・発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) ： 8.83%

4. ファースト・イーグル・インベストメント・マネジメント・エルエルシーから平成26年３月４日付で提出された「大量保有報告書」(変更報告書)により、平成26年２月28日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当四半期末時点の所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、「大量保有報告書」(変更報告書)の内容は次のとおりであります。
・氏名又は名称 ： ファースト・イーグル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー
・所有株式数 ： 2,002,124株
・発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) ： 5.24%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	8 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
城見　浩一	公認会計士											
三嶋　浩太	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
城見　浩一	○	○	―――	公認会計士及び税理士として専門的な知識を有しており、他の会社の取締役として企業経営についての豊富な経験と幅広い見識を有しているほか、他の会社の社外監査役としての経験を有しているため。 独立役員として指定した理由： 一般株主と利益相反の生じるおそれがあるものとして掲げられている要件に該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しているため。 なお、当社は、城見浩一氏が所長を務める城見税務会計事務所との間で顧問契約を締結しておりましたが、当該顧問契約は当社の監査役として選任された定時株主総会の前日（平成23年11月24日）に解除しております。当社は上記契約の報酬が年額120万円と軽微であったことから、独立性に問題ないと判断しております。

三嶋　浩太	○	○	―――	他の会社の取締役や代表取締役として、企業経営についての豊富な経験と幅広い見識を有しているため。 独立役員として指定した理由： 一般株主と利益相反の生じるおそれがあるものとして掲げられている要件に該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しているため。 なお、三嶋浩太氏は、株式会社ツバルの森(現株式会社アネモイ)の創業者で、同社の顧問を兼務しており、当社は同社より、投資家向け広報活動の支援を受けておりましたが、平成28年8月31日をもって契約を終了いたしました。なお、第67期における当社から同社への支払額が、年間355万円と軽微であったことから、独立性に問題ないと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

当社は、監査等委員会による求めがあった場合に、他部署に属する使用人の中から兼務の形で監査等委員会の職務の補助をさせることとしており、現時点ではその求めが無いため監査等委員会の職務を補助すべき使用人は置いておりません。
なお、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合、監査等委員会は、使用人に監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、監査等委員会より指示を受けた使用人は当該指示に係る事項に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び直属の上司等の指揮命令を受けないものとしており、また、当該指示を受けた使用人の異動等については、監査等委員会の意見を聞くものといたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、常勤の監査等委員1名を含む3名で構成されております。
監査等委員は経営会議等の重要会議に出席することができ、これにより業務執行状況の適切な監視に努めるとともに、遵法状況の点検・確認、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用の状況等の監視・検証を通じて、取締役の職務執行の適法性および妥当性を監査いたします。
なお、監査等委員である城見浩一氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
内部監査におきましては、内部監査部門が、監査等委員会及び会計監査人と情報交換を行い、連携をとりながら、支店往査等を通じた業務監査を実施しております。
会計監査におきましては、会計監査業務を新日本有限責任監査法人に委嘱しており、会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約を締結し、期中・期末監査のほか、会計に関する課題について随時アドバイスを受けております。
監査等委員会は、会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受け、意見交換を行うことで会計監査人との連携を図っております。また、内部監査部門からは、適宜内部監査の報告を受け、相互連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度導入も含み、インセンティブ付与に関する施策を検討中であります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役の報酬について、有価証券報告書及び事業報告において、全取締役の総額を下記の通り開示しております。

取締役(監査等委員を除く)に支払った報酬　(平成29年8月期) 7名　総額108,170千円
取締役(監査等委員)に支払った報酬　(平成29年8月期) 3名　総額 16,390千円
※1. 当社は、平成28年11月25日開催の第67期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
上記には、平成28年11月25日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
※2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額(賞与を含む)54,011千円は含まれておりません。
※3. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、平成28年11月25日開催の第67期定時株主総会決議において、年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
※4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、平成28年11月25日開催の第67期定時株主総会決議において、年額40,000千円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

上記1. 1.「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」【3－1－(3)取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続】をご参照ください。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会ならびに監査等委員会開催の都度、原則として事前に関係資料を配布するほか、適時社内通知等の配布をするなど情報共有化を図っております。また、各取締役は、取締役会等において、監査に必要十分な情報の提供、および報告する体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)業務執行、監査・監督に係る事項
当社は、監査等委員会制度を採用しており、取締役会は取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名と監査等委員である取締役3名(内、社外取締役2名)の計9名で構成し、毎月定期的に開催しております。また、当社は、本部長により5本部(経営企画本部・管理本部・企画本部・営業本部・業務本部)を管理しており、取締役、各本部長及び常勤監査等委員が出席する経営会議を毎週開催しております。当社では、これらの会議を通じて、取締役の職務の執行を監視するとともに経営判断の早期化に努めております。
当社では、管理本部が主体となり、外部の専門家(弁護士・税理士等)と顧問契約を締結し、必要に応じて指導助言を受けつつ、法令の遵守はもちろんのこと、関連の社内規程等を整備し、それに基づき各部門が業務を遂行しております。また、社員教育を通じて遵法精神の高揚を図るとともに、リスクの低減、未然防止及び危機発生時対応の徹底を図っております。
内部監査におきましては、監査担当部門(1名)が、監査等委員会及び会計監査人と情報交換を行い、連携をとりながら、支店往査等を通じた業務監査を実施しております。監査等委員である取締役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、当社及び子会社の業務や財産の状況の調査等を実施するとともに、会計監査人や監査担当部門から適宜報告を受け、監査等委員会で意見交換を行っております。会計監査におきましては、会計監査業務を新日本有限責任監査法人に委嘱しており、会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約を締結し、期中・期末監査のほか、会計に関する課題について随時アドバイスを受けております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名、会計監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員　業務執行社員:　田光完治、澤部直彦
・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士　10名、その他　14名

(2)指名に係る事項
取締役の指名は、取締役会において、会社への貢献度、人格、能力等を考慮し、監査等委員会の意見などを踏まえ、実施いたしております。

(3)社外取締役

(a)社外取締役の員数、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

当社の社外取締役は2名であり、いずれも監査等委員であります。

社外取締役(監査等委員)城見浩一氏は、城見税務会計事務所の所長であり、公認会計士及び税理士として専門的な知識を有しております。また、新日本アーンストアンドヤング株式会社の取締役として企業経営についての豊富な経験と幅広い見識を有しているなどの経験を有しており、小津産業株式会社、株式会社スーパーアルプス及びアズフィット株式会社の社外監査役として監査についても豊富な経験を有しておられます。なお、城見税務会計事務所、小津産業株式会社、株式会社スーパーアルプス及びアズフィット株式会社と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。

社外取締役(監査等委員)三嶋浩太氏は、株式会社ツバルの森(現株式会社アネモイ)の創業者で、同社の顧問を兼務しており、企業経営についての豊富な経験と幅広い見識を有しております。なお、当社は同社より、投資家向け広報活動の支援を受けておりましたが、平成28年8月31日をもって契約を終了いたしました。第67期における当社から同社への支払額は、年間3,550千円であり、独立性に問題はないものと判断しております。

(b)企業統治において果たす機能及び役割、選任状況に関する考え方

当社の社外取締役は、これまでの豊富な経験と幅広い見識を活かし、また、専門的見地から経営を監視し、取締役の職務執行を監督する機能及び役割を担っております。

社外取締役2名は、独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できており、上記の機能及び役割を十二分に果たし、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しているものと考え、社外取締役として選任しております。

なお、城見浩一及び三嶋浩太の両氏はいずれも東京証券取引所が定める独立役員の基準を満たしており、当社は、両氏を独立役員として同取引所に届け出ております。

(c)独立性に関する基準又は方針

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

(d)社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し、取締役の職務執行の適法性および妥当性について監査を実施するとともに、会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受け、意見交換を行うことで会計監査人との連携を図っております。また、内部監査部門からは、適宜内部監査の報告を受け、相互連携を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査等委員会設置会社への移行に基づき、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会の設置により、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることで、より透明性の高い経営の実現を目指しております。

当社は単一事業であり、現状の事業の内容及び規模、組織の人員構成等から、上記に記載した企業統治の体制を採用することが合理的であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第68期定時株主総会（平成29年11月22日開催）における招集通知の発送日は、11月2日でした。 また、招集通知発送日の前日である11月1日に、東京証券取引所のホームページにて、招集通知を公開いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は8月決算会社であり、定時株主総会は11月に開催いたしております。
電磁的方法による議決権の行使	第55期（平成16年8月期）に係る定時株主総会より導入いたしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	上記1．1「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」【1－2－4】をご参照ください。
招集通知（要約）の英文での提供	上記1．1「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」【1－2－4】をご参照ください。
その他	1．株主総会の活性化の取組み (1)報告事項をビジュアル化するなど、分かりやすい説明を実施しております。 (2)第68期定時株主総会終了後に株主懇親会を開催いたしました。 2．その他 第68期定時株主総会における議決権行使結果についての臨時報告書での開示は、平成29年11月24日に実施いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回、アナリスト・機関投資家向けに決算の概要を社長より説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	(1)適時開示資料を当社ホームページで閲覧できるようにしております。 ＜IR情報ホームページアドレス＞ https://www.nagaileben.co.jp/ir/ (2)決算説明会、第2四半期決算説明会での説明をホームページに掲載しております。	
その他	(1)来社したアナリスト・機関投資家への説明やアナリスト・機関投資家への訪問を実施しております。 (2)個人投資家向けの会社説明会に積極的に参加しております。 (3)定時株主総会終了後に株主アンケートを実施し、投資家のニーズを把握するよう努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社のCSR/ESGに関する取り組みは下記のとおりであります。 ■地域貢献 ・メディカルキッズプロジェクト ・ミッフィー病院訪問 病院と地域社会の交流を深め、子どもたちが安心して通院・入院できるようにとの思いから始めたもので、医者や看護婦に模した、子ども用白衣の病院貸出しや、ミッフィー着ぐるみの病院訪問を実施しています。 ・生産拠点を通じた地域貢献 1969年に秋田県に製造工場を設立し、1989年には海外生産を開始し、中国、インドネシア、ベトナムに生産拠点を持っています。現地雇用の創出活動、能力開発など、国内外の地域社会の発展に貢献しています。

	■お客様 ・ナースのための憩いの場「ITONA」ギャラリーの開設 2015年の創業100周年を記念し、ナースへの「ありがとう」の気持ちを形にするため、日本で初めてのナースのための心のコミュニケーションスペース「ITONA いとな」ギャラリーを開設しました。 ■社会貢献 ・災害支援：SARSやインドネシアの大地震、阪神淡路大震災、東日本大地震、熊本地震などの災害発生時に、看護協会や赤十字を通じた寄付や白衣の提供、車椅子の寄贈などを実施。 ・ナースのための詩集を定期発行し、病院や看護師に無料贈呈。 ・飢餓と貧困の撲滅を使命に活動する国連の食糧支援機関「国連WFP」を支援。 ・障害者雇用支援：障害者の積極的な雇用・促進に貢献した優良事業所として子会社のナガイ白衣工業（株）が選ばれ、厚生労働大臣から表彰。 ■環境への取り組み ・2005年に「ISO14001の認証」を取得（本社）。原材料の裁断クズを再利用したルーフ材加工などの取り組みを実施。 ・病院の手術現場向けにリユース商品「コンペルパック」を開発・販売。従来のディスポーザブルからリユースに転換でき、病院内での医療廃棄物削減を可能にしました。
その他	■女性主役産業をサポート ・当社の商品の多くは病院・介護の現場で働く女性向けであり、また当社の生産現場では多くの女性スタッフが縫製作業に関わっています。当社の事業活動が、多様なライフイベントをもつ女性が活躍できる場を創出し、働く女性への支援につながっています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの基本方針につきましては、下記のとおり定めております。

●内部統制システムの基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務並びに当社及び当社の子会社から成る当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備する。

イ．当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員が法令及び定款を遵守した行動をとるための行動規範として、企業倫理規程を制定し、コンプライアンス体制に係る規程を整備する。

また、その徹底を図るため、総務部が、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に教育等を行う。監査等委員会は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることを監査し、定期的に取締役会に報告するものとする。内部監査部門は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していることを監査し、代表取締役社長及び監査等委員会に報告するものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を遮断する。反社会的勢力の不当要求に対しては、警察等関連機関及び顧問弁護士と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

ロ．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

ハ．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する事項については、それぞれの担当部署にて、製造・物流・情報管理等の安全に関する問題、コンプライアンスに関する問題、その他当社が抱えるリスクの管理について、必要な見直し・対応を検討する。組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

ニ．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月１回定例取締役会を開催し、適宜臨時取締役会を開催する。また、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨の定款規定に基づき、取締役会決議により委任された重要な業務執行の一部又は全部について、毎週月曜日に開催される経営会議において議論の上、決議する。

取締役会及び経営会議の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任並びに執行手続の詳細について定める。

ホ．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社取締役と子会社ナガイ白衣工業株式会社取締役との間の連携を図るため、定期的に当社グループの役員による会議を開催し、子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告を受け、当社グループの経営方針に従って子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を構築する。

関係会社管理規程に従い、子会社の事業部門に関して責任を負う子会社の取締役を任命し、子会社の企業倫理規程に基づく法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与える。本社管理本部は子会社ナガイ白衣工業株式会社総務部と連携し、これらを横断的に推進し、管理する。また、法令上疑義のある行為等について子会社の従業員が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

ヘ．当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当社の監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当該使用人に対し監査等委員会はその監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、監査等委員会より指示を受けた使用人は当該指示に係る事項に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び直属の上司等の指揮命令を受けないものとする。

当該指示を受けた使用人の異動等については、監査等委員会の意見を聞くものとする。

ト．当社の監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社並びに当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する。

当社の監査等委員会は、子会社の取締役、監査役並びに使用人その他これらの者から報告を受けた者に対して、監査等委員会の職務の執行に関する情報について報告を求めることができる。

当社グループは、監査等委員会に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いはしないものとする。

チ．当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、その費用が監査等委員会の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかに処理する。

リ．その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換の機会を設定し、認識の共有を図る。

また、監査等委員会は、会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受けるとともに、意見交換を行うことで会計監査人との連携を図る。

監査等委員は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席することができる。また、監査等委員は、議事録等の関連資料を原則自由に閲覧できる。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力による被害を防止するための基本方針を以下のとおり定めております。

(1)組織としての対応

反社会的勢力による不当要求は、人の心に不安感や恐怖感をあたえるものであり、何らかの行動基準を設けないままに担当者や担当部署だけで対応した場合、要求に応じざるを得ない状況に陥ることもあり得るため、企業の倫理規定等に明文の根拠を設け、担当者や担当部署だけに任

せずに、組織全体として対応する。
　反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保する。

⑵外部専門機関との連携
　反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。

⑶取引を含めた一切の関係遮断
　反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。

⑷有事における民事と刑事の法的対応
　反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

⑸裏取引や資金提供の禁止
　反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引を絶対に行わない。
　反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

３．反社会的勢力の排除に向けた体制
　反社会的勢力からの不当要求等を排除するため、当社の総務部を対応統括部署と定めております。
　また、当社は警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）及びその下部組織である万世橋地区特殊暴力防止対策協議会（地区特防協）に加盟し、定期的な研修会及び情報交換会等を通じ、常に情報収集に努めるとともに、必要に応じて弁護士・警察署・特防連などに相談できる体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示に係る基本方針

当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを基本方針としております。

2. 適時開示に係る社内体制

(1)内部情報の管理責任者として、取締役会の決議により、情報開示担当役員を設置し、また各本部長を内部情報管理者と定めております。

(2)情報開示担当役員は、当社及び子会社の重要な決定事実及び発生事実に関する内部情報について、社長その他必要と認めた者と適時開示規則上開示が求められる情報か否かについて検討し、適時開示規則上開示が求められる会社情報に該当すると判断された情報については、これ以降情報開示担当役員の一元管理のもと、漏洩防止の指示を行い、取締役会の決議または代表取締役の承認に基づき速やかに公表いたします。

3. 役職員のインサイダー取引防止策

当社は、「内部者取引防止規程」を制定し、内部情報の管理及び役職員の自社株式等の売買に関する行動規準を定め、同規程を含めた主要規程の説明会の開催、その他研修会等の機会において、その内容の周知徹底を図ることにより役職員のインサイダー取引の未然防止に努めております。

具体例といたしましては、当社及び子会社の役職員が当社の有価証券の売買その他の取引を行う場合は、事前に「自社株売買届出書」を内部取引総括責任者あてに提出し、承認後取引を行うことを義務づけております。

また、期末及び第2四半期末における株主一覧表により、役職員及び同家族の株主の移動状況のチェックを行っております。

<コーポレート・ガバナンス体制図>

